

榎並楽頭のこと

— 醍醐寺能楽史関係史料再検 —

田 口 和 夫

この夏も恒例となった京都醍醐寺と東寺の調査に参加することができた。醍醐寺では天野文雄氏の参加も得て有意義だったが、今年の収穫から興味ある所を報告しておきたい。

『能楽源流考』に引かれている醍醐寺関係資料には、初期能楽史を考察するための根本史料というべきものがある。ことに『醍醐寺新要録』に引く諸日記や、三宝院所蔵とされる親玄僧正日記・賢俊僧正具注暦日記などは観阿弥・世阿弥時代をしのぶためにも一見してみたいと思っていた書であった。賢俊僧正と親玄僧正の日記は東大史料編纂所に影写本があり、原本ではないがこれを一見している。なお前者は、橋本初子氏によって、その一部が「三宝院賢俊僧正日記―貞和二年」として醍醐寺文化財研究所「研究紀要」一一二号（平四・三）に翻刻され（文和四年分は次号とのこと）で見やすくなった。

ところが義演准后編の『醍醐寺新要録』所引の日記は目録で検索してもなかなか所在を確かめられなかった。最近目録がコンピュータ

化され、史料編纂所の田中博美氏のご厚意により、隆源・親玄・房玄・定憲・賢俊関係のリストを見ることができ、その裏文書に見える名から次の史料を手にすることができた。

「妙法院法印定憲記」

『源流考』には「醍醐寺新要録」によってこの書名になっているが、原題は「雑聞抄」である。整理番号は一三二函の2。消息の裏を用いた仮綴じ本一冊で、表紙には「雑聞抄

康安二年〔壬寅九月廿三日改元、号貞治〕と記し、右下に「記者妙法院定憲也」と注記する。康安二年（一三六二）三月から貞治五年（一三六六）六月に至る日記である。末尾

に「妙法院定憲僧正日記ト見タリ」という義演の識語が書き込まれているので、『醍醐寺新要録』編纂に当たって、義演がこの書を用いたことは確実である。本文は「雑聞抄康安〔壬寅〕二年三月廿一日東寺御影供執事長者

僧正〔光濟〕拜堂在之（以下略）から始まり、貞治三〔甲辰〕年に入って、『源流考』に引く次の記事と重なることになる。

一、同猿楽事

①妙法院法印定憲記（康永三年四月十七日）云、未初刻ヨリ舞童在之、舞十一番、次延年、遊僧五人召請之。

②同記云、同日〔夕方〕猿楽在之、エナミ。十八日〔馬三疋、此内一疋衆中、一疋理性院、一疋堂衆引之。〕十九日ニハ学頭始之間、依所望在之。馬七疋引之。此内〔五疋衆中、一疋堂衆一疋永舜法印〕

『源流考』によってこれを引いたが、割注部分は便宜〔 〕を付しておいた。番号は私に付けたが、実見してはじめてこの①②は別の時点の記であったことに気づいた。『新要録』巻八によって見れば、①は「一同童舞事」の項にあり、②は項を改めて「一猿楽事」の中に収められているので気づくべきことではあった。②の原注に「定憲」とわざわざ記しているのも項目が別なのだから当然だったのである。あらためて考えてみると、①は「法印」定憲の記であり、②は「僧正」定憲の記である。書かれた時記が違うはずである。果たして、今回確かめたことによれば②は貞治三年四月の記事だったのである。②の前には次の記事があった。

十七日 御遷宮座主出仕 供養法宝照 調通賢 讚堅清 転供読頼淳 伽陀憲乗
あとは別行となつて②の「同日」以下が続く。

ほとんど同文だが、十八日のあとには「十九日三箇日在之」という部分があり（これは『新要録』にもある）、「馬三疋……」は書き入れるスペースがなく、行の右にはみ出して書き込まれている。従ってこの書き入れを除いて書けば、

同日〔夕方〕猿楽在之〔エナミ〕 十八日
十九日三箇日在之

となる。三日間の猿楽があり、「十九日ニハ」以下は三日目が覆並楽頭始めの猿楽であったことの注記となる。なお十八日の記事「理性院」は「理證」、「堂衆」の堂は「去」あるいは「者」に見える。

さて、この記事について『源流考』は「吉野朝初の康永三年の条は特に注意すべきものである」とし、「この記事によって、清滝宮祭礼の楽頭職に覆並猿楽が任命せられたのは、康永三年であることが判明するのである」と述べる。これは現在までの定説であって、森末義彰氏『中世芸能史論考』でもこれが覆並に関する最古の確証としている。

『雑聞抄』には康安二年・貞治三年・貞治五年のそれぞれ四月十七日条に遷宮の記事があるが、三年以外は芸能に触れていない。

康永三年は一三四四年、貞治三年は一三六四年である。従来知られていた覆並楽頭始めの年より実際は二十年遅れることになる。貞

治三年といえは『師守記』の同年四月に京の薬王寺で大和猿楽の勸進があり、「京での勸進猿楽の最古の記録」（岩波講座『能 狂言』1）で、観阿弥所演かという。それから数年後には観阿弥一座は醍醐寺において七日間の猿楽能を催している。観阿弥一座が急速に力を付けてきた直前の段階で覆並は醍醐寺の楽頭職を手に入れたことになる。『賢俊僧正日記』の文和四年（一三五五）四月十八日裏書に、清滝宮の祭礼に大和猿楽が参勤している記事があるが、この時はまだ覆並は楽頭になつていなかったことになる。覆並は観阿弥一座が台頭するのに先行して、それに対抗できるだけの、相応に力を持った猿楽座であったことが推察されるのである。観世が覆並に代わって醍醐寺清滝宮の楽頭になるためには、覆並の大夫役二人が引き続いて死去した応永三十一年（一四二四）を待たなくてはならなかったのである。

（文教大学教授）

